

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県統計調査条例				
条 例 番 号	平成20年神奈川県条例第54号	法規集	第1編第1章第2節		
所 管 室 課	統計センター				
条 例 の 概 要	県統計調査の実施や結果の利用に当たり、報告義務、統計調査員等による立入検査、結果の公表、調査票情報の二次利用など、必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、県統計調査の実施、県民等の報告義務、結果の利用、神奈川県統計報告調整審議会（以下「審議会」という。）への諮問等を定めており、的確、公正な統計調査の実施のために重要な役割を果たしていることから、現在でも必要な条例である。			実施件数 平成30年度 38件 平成29年度 33件 平成28年度 52件 (延べ件数)
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	県統計調査の適切な実施を図るため、審議会へ諮問すること等を定めた本条例は、統計の真実性を確保し、調査の重複の防止や報告者の回答負担の軽減に寄与しており、有効に機能している。  しかし、客観的な証拠に基づく政策立案の必要性の高まりから統計調査の調査票情報の有効活用が求められており、本県においても、県民の信頼が損なわれないよう留意しつつ、調査票情報の活用に向けた環境整備が必要である。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	統計の真実性・正確性を確保するため、審議会へ諮問することや結果の速やかな公表など、必要最小限度の規定となっており、効率的な内容である。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	県統計調査結果は政策立案の基礎資料として利用されており、政策立案の計画段階において重要な役割を果たすものである。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	県民に報告義務や罰則を課す規定を有するが、統計法と同様の手法を採用しており、規定の内容が十分に明確で、規制の強度も比例原則に照らして適切であることから、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等  県統計調査の調査票情報の有効活用を図るため、調査票情報の提供範囲の拡大等に係る改正及び運用の改善等を検討する。			